

## Q &amp; A

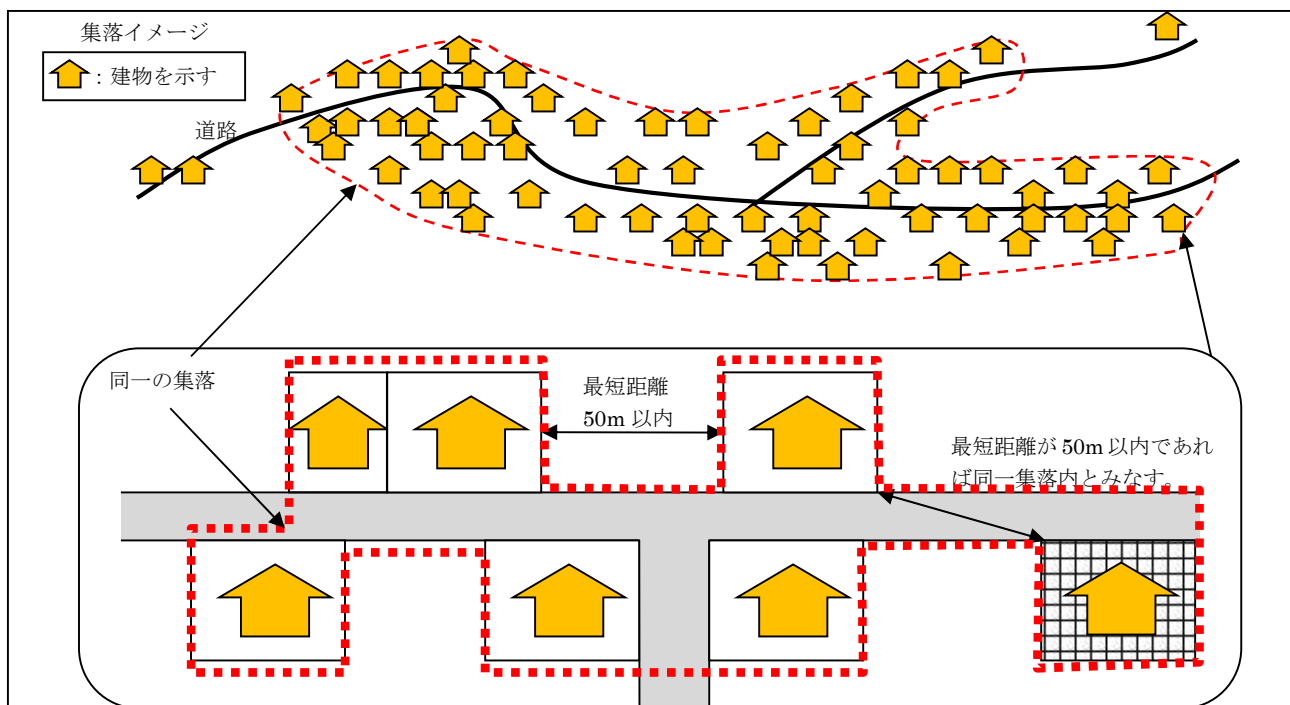
	問い	回答
整備基準に関すること		
1	共同利用部分（食堂など）に通路（移動経路）が含まれている場合、通路も共同利用部分としての面積に含めることができますか。	通路（移動経路）として利用する部分は、共同利用部分の面積に参入することはできません。
2	住戸専用部分を18㎡以上とし、共同利用部分（食堂など）を含めて1戸当たり25㎡以上とする場合の考え方を教えてください。	「住戸毎の不足面積（25㎡との差）の合計≦共同利用部分面積」となることを確認してください。
3	共同の台所に設けるのはミニキッチンでも可能ですか。	複数の入居者が共同で利用することを考慮すると、ミニキッチンではないことが望ましいと考えられます。
4	共同利用部分を設ける位置の規定等がありますか。	特に規定等はありませんが、入居者の利便性を考慮して配置してください。
中心集落等に関すること		
5	「中心集落等」とは、どういう集落ですか。	原則として市町村役場の本庁又は支所を含む集落とします。 現在の市町村役場周辺や、旧市町村役場（平成の大合併前のもの）周辺を想定しています。
6	「集落」とはどういう区域をいいますか。	建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50m以内で、建築物が連たんしている区域をいいます。 詳細は、別図1をご覧ください。
7	「集落」内に大きな河川等が存在する場合は、「集落」をどう判断すれば良いですか。	「集落」とは問6のとおりですが、大きな河川等が存在し50m以上離れている場合であっても、一体的な市街地を形成している場合は、同一の集落と見なされる場合があります。個別にご相談ください。
8	医療施設が「同一の集落内かつ計画敷地の境界線から500m以内に存在する」とは、どういう状態をいいますか。	同一の集落内でかつ計画敷地の境界線から直線距離500m以内に、医療施設の敷地の一部が入っていれば、結構です。 詳細は、別図2をご覧ください。
9	特別養護老人ホームや有料老人ホームは、「高齢者の日常生活に必要な福祉施設」に該当しますか。	該当しません。 高齢者が当該施設に入居しなければ福祉サービスを受けられない施設は、該当しません。

10	<p>整骨院は、「医療施設」に該当しますか。</p>	<p>該当しません。</p> <p>医療施設とは、医療法に規定する病院又は診療所をいいます。</p> <p>はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師による施術所（治療院、鍼灸院、マッサージ院、整骨院や接骨院）など、医療法に基づく施設でないものは該当しません。</p>
11	<p>クリーニング店や理容店・美容室は、「高齢者の日常生活に必要な商業施設」に該当しますか。</p>	<p>該当しません。</p> <p>必ずしも高齢者の日常生活に必要なと思われるものは該当しません。</p>
12	<p>「当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者が、高齢者の日常生活に必要な福祉施設から高齢者の福祉サービスを提供される状態にある場合」とは、どういう状態ですか。</p>	<p>例えば、車での送迎があるデイサービスセンターのように、サービス付き高齢者向け住宅に入居されている方が自宅に居ながら当該施設のサービスを受けられる場合など、必ずしも自ら徒歩で施設を訪れなくても高齢者の福祉サービスを受けられる状態にある場合をいいます。</p>

補助対象に関すること

13	<p>補助対象外の費用はありますか。</p>	<p>主な補助対象外費目は以下に示す通りです。提出された計画や工事の内容を総合的に判断した結果、ここに挙がっている費目以外を補助対象外とする場合があります。</p> <p>① 補助対象建物の工事費に該当しない費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査費・設計料・申請費など、建物工事費ではない費用</li> <li>・駐車場の整備にかかる費用（舗装等）</li> <li>・従前建物解体費用</li> <li>・本整備事業が対象としない床利用分の工事費</li> </ul> <p>② 建物に含まれない家具・家電製品・消耗品など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッド・収納家具・事務机・カーテン・ロールスクリーンなど建物に属さない家具・什器・備品</li> <li>・家電製品として販売される個別の暖房器具や照明器具壁、掛け式エアコン</li> <li>・単体で稼働し、直接給湯される簡易タイプのガス瞬間湯沸かし器</li> <li>・消火器・LPガスなど消耗備品</li> </ul> <p>③ 華美・過大な設備の設置等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サウナ、岩盤浴、可動舞台、躯体一体型シアターセット等</li> </ul>
----	------------------------	--

別図 1



別図 2

